ご確認ください!

法令違反に なっていませんか? 容器包装リサイクル法 『リサイクルの義務』を忘れていませんか?

~令和6年度再商品化義務の有無に係る調査~

当協会は「容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進等に関する法律)」に基づき、環境省、 経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省からの指定を 受けた法人として、リサイクルの義務のある「特定事業者」の 義務履行を代行する業務(再商品化業務)を実施しています。

本調査は、リサイクルの義務の有無に係る調査であり、過 夫の調査等に一度もご連絡をいただいていない事業者を対象 に当協会が保有する事業者データベースの見直しや、貴社 (組合)が特定事業者に該当する場合、リサイクル義務履行を 果たしていただくことを目的としております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、お手数で すが以下のウェブサイトよりご回答くださいますよう宜しくお願 いいたします。

回答は以下の URL または QR コードよりお願いします

URI

https:// smilesurvey.co/s/1c8c607e/o



【お問い合わせ先】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンター

TFI 03-5251-4870